

標準案内用図記号のあり方を検討する調査 報告書

2026年3月

公益社団法人日本サインデザイン協会
調査研究委員会



公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団



交通エコロジー・モビリティ財団
Foundation for Promoting Personal Mobility and Ecological Transportation

目次

はじめに	01
1 図記号の経緯と概要	02
2 調査の視点	03
3 調査の概要	04
4 回答者の内容	06
5 回答の集計	07
6 調査結果の要旨	24
7 調査結果の解釈	26
8 今後の課題	29
おわりに	31

案内用の図記号は、国際化が進み、都市で行動する人々の多様化が進んだ今日、生活者にとって欠かせない記号のひとつです。特に、都市の現場で安全を確保し、快適に行動するための手がかりを提供します。

公益社団法人日本サインデザイン協会（SDA）は、標準案内用図記号の策定にあたり、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団に協力してデザインの検討を行なってきましたが、それから四半世紀ほどが過ぎ、その効果の確認や、社会的変化に対応した見直しが必要になってきました。高齢者や認知症対策、ジェンダーの問題など、策定時には想定していなかった課題も指摘されるようになり、現状がどのようになっているのかを確認し、次の対策を検討する時期にさしかかっています。

このような状況を受けて、2025年度にSDAは、交通エコロジー・モビリティ財団から案内用の図記号の現状を把握する調査を受託しました。

SDAでは、案内用の図記号の調査委員会を設置し、被験者をサインデザイナー、行政、交通事業者、専門家の4グループに分けて、案内用の図記号を利用するにあたっての意識や活用の仕方を調査しました。

その結果から実に興味深いことがいろいろとわかってきました。案内用の図記号は、策定から今日までの間に顕著に定着・普及してきましたが、その一方で現場の要求に合わせて調整もされてきました。また、担当者による対応のずれも明らかになりました。今後の検討にあたっては、今回の調査で得られた知見をもとに、案内用の図記号の新たな対応が求められます。

調査を委託いただいた交通エコロジー・モビリティ財団、調査にあたった委員会の皆様、調査に快く応じてくださった回答者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和8年3月23日
公益社団法人日本サインデザイン協会
調査研究委員会
委員長 川西 純市

1 図記号の経緯と概要

案内用の図記号は、通常はピクトグラムまたはグラフィカルシンボルと呼ばれる。文字表記の代わりに、対象や指示・注意等を抽象化した図記号であり、簡潔に、異なる言語でもわかりやすく伝えることを目的とする。

図記号の前身とみなされているアイソタイプ (Isotype) は、文字が読めない人のための教育用として開発された。その後、1964年東京オリンピックを開催するにあたって日本語の言語の壁を乗り越えるために絵ことばが開発され、図記号が注目された。1974年には、米国運輸省がアメリカグラフィックアート協会 (AIGA) に依頼して作成したピクトグラム (1974) が広く使われるようになった。この他に ISO (国際標準化機構) 規格のグラフィックシンボル、安全図記号、機器・装置用図記号などがある。

現在日本で使われている標準案内用図記号は、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団に設置された一般案内用図記号検討委員会の下で、公益社団法人日本サインデザイン協会が 2000 年に交通エコロジーモビリティ財団から委託を受け、一般案内用図記号制作監修特別委員会を設置し、見やすさ、理解しやすさ、システム全体としての整合性を考慮してデザインされたものである。

2001年に「ひと目でわかるシンボルサイン (標準案内用図記号ガイドブック)」が、国土交通省総合政策局交通消費者行政課監修、交通エコロジーモビリティ財団編集、日本サインデザイン協会協力によって大成出版社から出版され、標準案内用図記号として普及してきた。その後 JIS Z8210 案内用図記号が規格化された。

標準案内用図記号のカテゴリーは、公共・一般施設、交通施設、商業施設、観光・文化・スポーツ施設、安全、禁止、注意、指示、アクセシビリティに分けられている。当初は3つの推奨度ランクに分けられ、低い推奨度の項目についてはデザインの自由度を認めていたが、運用上のばらつきがあり、見直されるものとなっている。

図記号の理解度は、当初はカテゴリー 1~4 については 66 点以上を採択とし、カテゴリー 5~8 については 85 点以上を採択とし、85 未満 66 点以上は文字による補助表示を行うものとしていた。

現在は、JIS Z 8212 図記号の理解度試験方法が規定され、図記号の意味を問う自由記述式理解度試験と、正誤選択式の四者択一式の理解度試験によって図記号を評価するものとし、調査対象国、試験回答者、試験手順、回答結果の集計方法等が規定されている。

理解度の把握方法については、利用者の多様性に配慮する必要があるとの指摘もあり、何を母数とするか、さらには調査方法や数値自体の根拠も再検討する必要がある。

視認性に関しては、当初は 75 点以上を採択とし、75 点未満 50 点以上を補正するものとし、50 点未満は再検討とした。視認性に関しては今回の調査の対象とはしていないが、図記号そのもののデザインに関するものであり今後検討する必要がある。

なお、2001年の標準案内用図記号に採択されなかった検討案の代表的な例としては、車椅子、入口・出口等がある。この採択の基準については、多数を根拠にするだけでなく、利用者の多様性を考慮するべきであるとの指摘があり、検討を要する課題である。

色彩については、マンセル値・PANTONE・DIC・日塗工の4種類で指定していた。赤、黄、緑、青のマンセル値は、赤：マンセル値 7.5R4/15、黄：マンセル値 2.5Y8/14、緑：マンセル値 10G4/10、青：マンセル値 2.5PB3.5/10 である。素材の進歩も著しく、今回は調査の対象としていないが、今後検討し直す必要がある。

2 調査の視点

案内用の図記号は、現在使用されているものを大別すると、ISO の図記号、AIGA の図記号、交通エコロジー・モビリティ財団の標準案内用図記号、JIS の案内用図記号がある。日本では概ね標準案内用図記号と JIS の案内用図記号が用いられているが、利用者がこれを区別して使っているかどうかは定かではない。また、これ以外に、道路標識等に用いられている図記号、災害種別避難誘導の図記号などがある。今回の調査は、交通エコロジー・モビリティ財団から日本サインデザイン協会への委託であり、標準案内用図記号に関する調査である。

利用者側で ISO、AIGA、標準案内用図記号、JIS 案内用図記号の区別がされているかどうか、また、適切に使用されているかどうかの確認が第1の観点となる。

次に、当初3つの推奨度ランクに分けられていたが、低い推奨度ランクに限らず、デザインを変更している例が散見される。デザインを変更している場合の実態を確認し、今後どのように解釈すべきかを検討する資料とする。

サインデザイナー、行政、交通事業者、専門家のそれぞれの立場で課題を発見している図記号があるとすれば、その図記号の課題を明確にする必要がある。

1. 意味上の問題

図記号が表す対象または意図する行動等と図記号の表現が的確に結びついているかどうか。

2. 解釈上の問題

利用者が図記号の意味を的確に受け取り、瞬時に理解できるかどうか。また、利用者の特性に応じた解釈ができていないかどうか。

3. 表現上の問題

図記号の表現が簡潔であり、視認性に優れ、表現の一貫性があるか。

4. 利用上の問題

図記号を用いるにあたって、検索、活用しやすいか。また、図記号を施設やサイン等に展開する場合に、利用しやすいか。

5. 社会システム上の問題

社会現象や対象等の変化に図記号が示す意味や表現が対応しているか。また、図記号の改変や新たな追加が必要になった時に的確に対応できる仕組みが整っているか。

6. 国際上の問題（今回の調査では ISO を考慮している割合）

外国人または異なる文化・習慣を持つ人々に対する的確に意味を伝え、行動を促すことができるか。また、国際規格との関係に支障がないか。

7. その他

以上7項目の視点があると考えられる。

ピクトグラムを理解度については、従来の基準で問題がなかったかどうかを確認する。特に、図記号の理解度については数量的に捉えてきたが、認知症や性的マイノリティ等への対応が適切であるか、あるいは関係者に意識されているかどうかを確認する。

3 調査の概要

調査の対象者

1. サインデザイナー（SDA 会員）
2. 行政のサイン等を担当する部署の職員
（47 都道府県および 20 政令指定都市）
3. 交通事業者のサイン等を担当する部署の職員
（鉄道、空港、バスターミナル、バス、船舶各事業者）
4. サインに関する研究者、教員等の専門家
（行政の景観、まちづくり関係審議会委員）

の 4 グループに対して調査を行った。

- 1 のグループに対しては web アンケートによる調査と回答、
2,3,4 のグループはアンケート用紙と回答表（郵送）、および web アンケートによる調査と回答を併用して行った。

質問内容

*注

- Ⓐ サインデザイナーを対象とした調査には質問なし
- Ⓑ 行政、交通事業者、専門家を対象とした調査には質問なし

質問 1

図記号（ピクトグラム）を使用する際、何を参考にされていますか？

1. 標準案内用図記号ガイドライン
2. JISZ8210（案内用図記号）
3. ISO7001（Graphical symbols - Public information symbols）
4. サインマニュアル・ガイドライン
5. オリジナルで作成したピクトグラム
6. その他
7. 発注者から指定されたもの（例：発注者の内部マニュアル等）

Ⓐ 質問 2

ピクトグラムを使用する際、標準案内用図記号と JISZ8210（案内用図記号）の区別をしていますか。あてはまるものをお答えください。

1. 区別して使い分けている
2. 区別していない
3. わからない

質問 3

標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか事業名称を教えてください。複数ある場合は主な 3 件程度を教えてください。

事業名称：例）公共集会施設の案件等

Ⓑ 質問 4

標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか発注者を教えてください。複数ある場合は主な 3 件程度を教えてください。

発注者名：例）市役所、設計事務所、ゼネコン等

質問 5

標準案内用図記号を使用した理由をお答えください。複数ある場合は全てお答えください。

<サインデザイナーを対象とした調査の回答項目>

1. 自治体の条例で標準案内用図記号の使用が定められていたから
2. 発注者（仕様書等）から標準案内用図記号の使用の指示があったから

3. 自分から標準案内用図記号を使用することを提案したから
4. 自分からオリジナルの図記号を提案したが、発注者から標準案内用図記号の使用の指示があったから
5. その他()
<行政、交通事業者、専門家を対象とした調査の回答項目>
 1. 条例等で定められた図記号（標準案内用図記号）の使用が定められていたから
 2. 担当者から紹介されたから
 3. 前例に倣ったから
 4. その他:()

③ 質問 6

発注者から標準案内用図記号使用を指示された理由がおわかりになればお答えください。(大まかな内容で構いません)

質問 7

標準案内用図記号の図記号のデザインを一部変更して使用したことがありますか？ 1. ある/2. ない

質問 8

変更した図記号を教えてください。複数ある場合は 5 点程度をお答えください。

質問 9

図記号のデザインを一部変更して使用した理由を教えてください。複数ある場合は 5 点程度をお答えください。

質問 10

標準案内用図記号に登録されていない図記号を新たに作成して使用したことはありますか？ 1. ある/2. ない

質問 11

新たにデザインした図記号の種類を教えてください。複数ある場合は 5 点程度をお答えください。

④ 質問 12

図記号を新たにデザインした理由を教えてください。

質問 13

今後、標準案内用図記号に新たに必要な図記号はありますか？ある場合はその内容を教えてください。複数ある場合は 5 点程度をお答えください。

質問 14

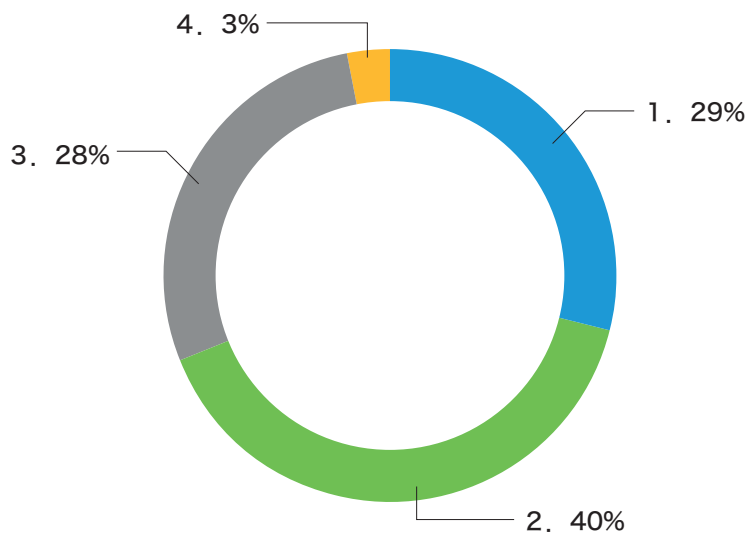
標準案内用図記号を使う時に、何か問題を感じたことはありますか問題を感じたことがある場合には、その内容をお答えください。

⑤ 質問 15

本調査に続き、行政と交通事業者での標準案内用図記号の使用状況調査を進める予定です。これまでに標準案内用図記号を使用された公共団体や交通事業者で調査にご協力いただけそうな発注者のご連絡先を教えてください。なるべく多くの記載をお願いします調査の依頼は

4 回答者の内容

全回答者数	177 (発送総数 713)
1. サインデザイナー回答者数	51 (発送数 230)
2. 行政回答者数	71 (発送数 67) ※発送数に対し複数部署の回答あり
3. 交通事業者回答者数	49 (発送数 330)
4. 専門家回答者数	6 (発送数 86)



- 1. サインデザイナー 29%
- 2. 行政 40%
- 3. 交通事業者 28%
- 4. 専門家 3%

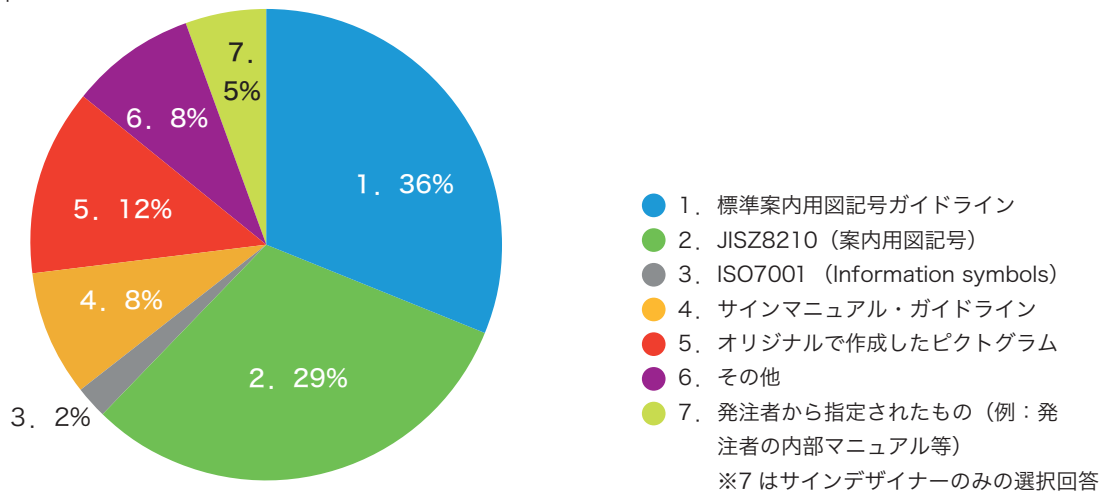
5 回答の集計

質問 1

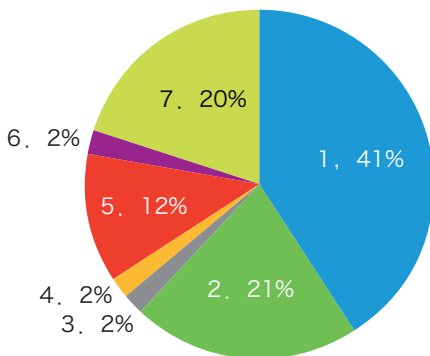
図記号（ピクトグラム）を使用する際、何を参考にされていますか？
最もあてはまるものを1つお答えください。

1. 標準案内用図記号ガイドライン
2. JISZ8210（案内用図記号）
3. ISO7001（Information symbols）
4. サインマニュアル・ガイドライン
5. オリジナルで作成したピクトグラム
6. その他
7. 発注者から指定されたもの（例：発注者の内部マニュアル等）

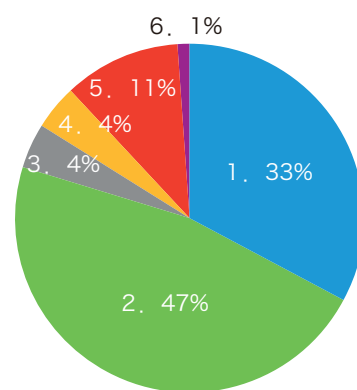
全体



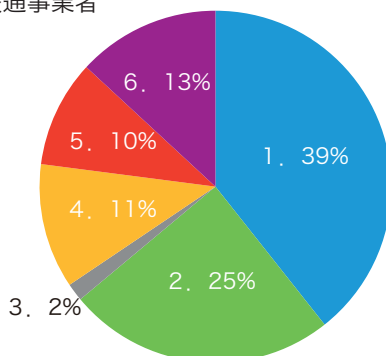
サインデザイナー



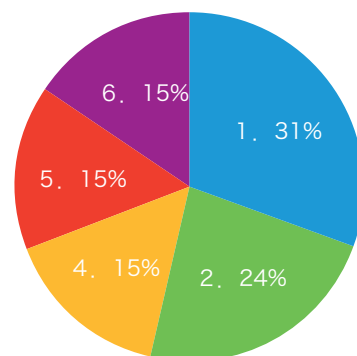
行政



交通事業者

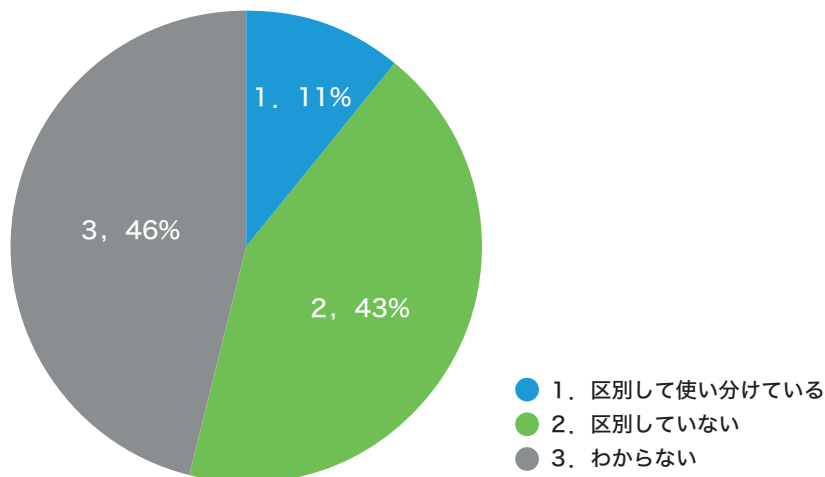


専門家



質問2 ①サインデザイナーを対象とした調査には質問なし
 ピクトグラムを使用する際、標準案内用図記号とJISZ8210（案内用図記号）の区別をしていますか。あてはまるものをお答えください。

行政、交通事業者、専門家



質問3

標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか。事業名称を教えてください。複数ある場合は主な3件程度を教えてください。
 事業名称：例) 公共集会施設の案件等

(個別名称のため回答の記載は割愛)

質問 4 ㊦行政、交通事業者、専門家を対象とした調査には質問なし
標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか発注者を
教えてください。複数ある場合は主な3件程度を教えてください。
発注者名：例) 市役所、設計事務所、ゼネコン等

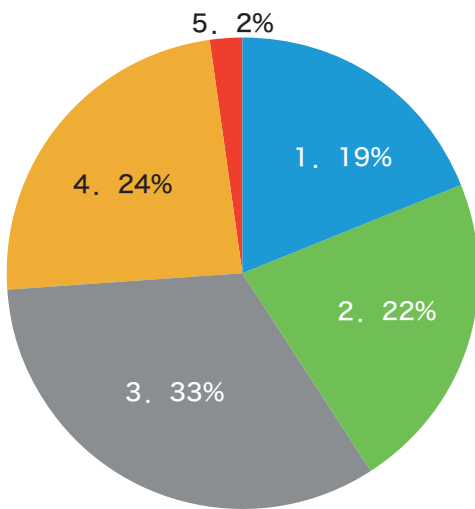
(個別名称のため回答の記載は割愛)

質問5

標準案内用図記号を使用した理由をお答えください。複数ある場合は全てお答えください。

<サインデザイナーを対象とした調査の回答項目>

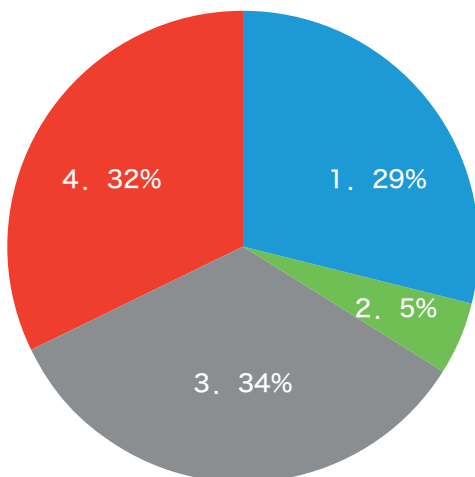
1. 自治体の条例で標準案内用図記号の使用が定められていたから
2. 発注者(仕様書等)から標準案内用図記号の使用の指示があったから
3. 自分から標準案内用図記号を使用することを提案したから
4. 自分からオリジナルのピクトグラムを提案したが、発注者から標準案内用図記号の使用の指示があったから
5. その他



- 1. 自治体の条例で標準案内用図記号の使用が定められていたから
- 2. 発注者(仕様書等)から標準案内用図記号の使用の指示があったから
- 3. 自分から標準案内用図記号を使用することを提案したから
- 4. 自分からオリジナルのピクトグラムを提案したが、発注者から標準案内用図記号の使用の指示があったから
- 5. その他

<行政、交通事業者、専門家を対象とした調査の回答項目>

1. 条例等でピクトグラム（標準案内用図記号）の使用が定められていたから
2. 担当者から紹介されたから
3. 前例に倣ったから
4. その他



- 1. 条例等でピクトグラム（標準案内用図記号）の使用が定められていたから
- 2. 担当者から紹介されたから
- 3. 前例に倣ったから
- 4. その他

質問6 ③行政、交通事業者、専門家を対象とした調査には質問なし
発注者から標準案内用図記号使用を指示された理由がおわかりになれば
お答えください。(大まかな内容で構いません)

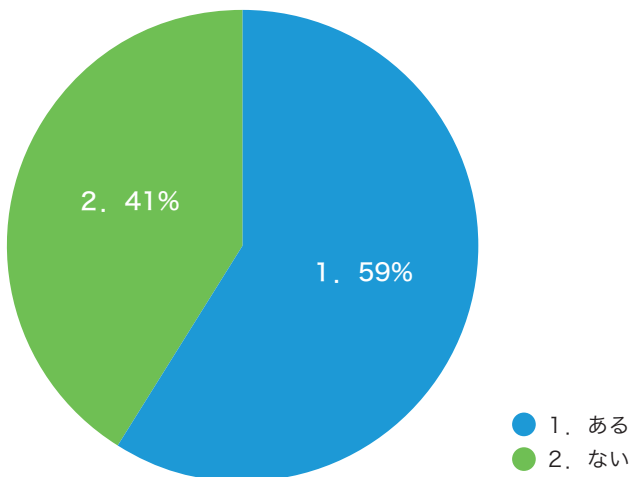
1. サインデザイナー

- 他の自治体が使用していたから
- 自治体指導が入るので、多目的トイレに対してただし多目的トイレ
に対して障害のある人が使える設備表示を要請された
- 公共施設で認知度が高く、他の自治体も使用しているから
- 自治体条例で多目的トイレのみ表記が決まっていたから
- サインガイドラインが制定されていた。一部提案したものは、協議
の上採用。ガイドラインがあっても協議の余地があるものは「提案」
しています。また、定められているガイドラインのカラーが標準案内
用図記号と相違がある場合、「提案」「協議」を行います。
- 利用者に指摘を受ける可能性を少しでも減らすため
- 多目的トイレのみ自治体の条例で標準案内用図記号の使用が定めら
れていたから
- 公共施設で認知度が高く、他の自治体も使用しているから
- 条例で定められている
- 元来オリジナルピクトだったが国際化に標準を合わせる方針により、
エコモへの切り替えとなった

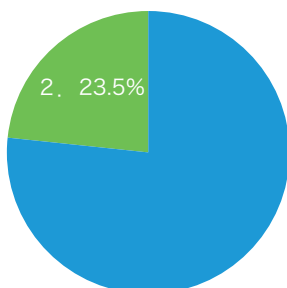
質問7

標準案内用図記号の図記号のデザインを一部変更して使用したことが
ありますか？

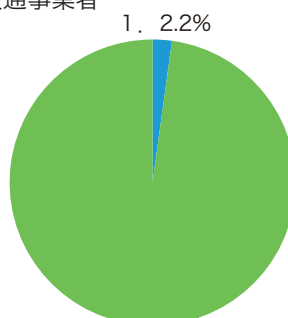
全体



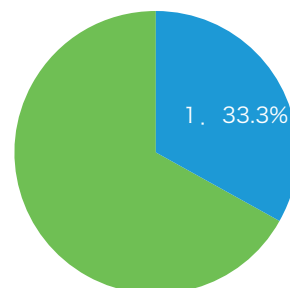
行政



交通事業者



専門家



質問 8

変更した図記号を教えてください複数ある場合は5点程度をお答えください。

(同じ名称が複数回答されている場合は1つのみを下記に記載)

1. サインデザイナー

トイレ
授乳室
喫煙室
男女トイレ
多機能トイレ
エスカレーター
矢印
身障者施設(針金くん車椅子を中川スタイルに変更)
受付を定期券売り場に(駅員の帽子を追加)
トイレの機能を追記してバリエーションを作成
土足禁止
湯沸室
自動販売機がないので作成
車椅子用トイレ
非常ボタン
ベビーカー使用禁止(→使用可)
駆け込み禁止(左向き)
介助浴室
更衣室
シャワー
ゴミ入れ
立ち入り禁止
携帯電話使用禁止
撮影禁止
バス乗り場

2. 行政

母乳授乳用の個室
非常ボタン
トイレ(男性・女性)等
一般禁止のサイン
サイクルステーション
救護室
授乳室
一般車
全般
バス停
スロープ
駅務室
スポーツサイクルと幼児二人同乗用自転車
捨てるな
禁煙
エスカレーター
エレベーター

3. 交通事業者

回答なし

4. 専門家

茶碗と箸

質問 9

図記号のデザインを一部変更して使用した理由を教えてください。
複数ある場合は5点程度をお答えください。

1. サインデザイナー

- 商業空間のデザインに合わせる為
- 商業施設で空間と調和するデザインを求められたから
- ベビーカー
- 逆方向を下向きの矢印では意味が伝わらないと判断したため
- 他のピクトと並べる際に、スタイルを合わせるため
- 空中に浮かすとき造形的にパーツをつないだり、プロポーションを変更
- 駅の機能に合わせるため駅員風にトイレの機能を組み合わせてまとめました
- 無いので製作
- 男女トイレのピクトと並べたとき線が細かったため
- 状況的な意図を伝えるため
- 禁止項目しかなかったため
- 設置位置での状況に合わせるため
- オリジナリティを出すため
- 基本の図記号のテイストに合わせ、全体と調和させるため
- サイン製作上コストコントロールのためシャワーは破線を直線にした
- ゴミ入れは人物を無くした
- 高齢者・認知症・知的障害者が理解できない
- 携帯電話の形が古い
- スマホの撮影禁止がない
- バスのりばとバスおりばが違う場所にある

2. 行政のサイン等を担当する部署の職員

- ベビーケアルーム内の母乳授乳用の個室に哺乳瓶マークのみを抜き出して用いた
- 非常ボタンについて、標準用図記号では SOS であるが、本サインシステムではホーム設置の緊急列車停止ボタンを示すのに用いるため、STOPとした
- 施設イメージに合わせたデザインへ変更した
- 駅構内での迷惑行為の図に流用した
- 自転車での利用方法を理解してもらうため
- 宿泊施設では無いことを強調するため
- 授乳が母乳のみとは限らないこと、ベビーケアも可能であることから、哺乳瓶・おむつ交換のアイコンに変更した
- レンタカーの「R」のみでは伝わらないため、「ent」を追加した
- のりば・おりばが分離されているため、人が乗り込むシルエットを追加した「のりば」ピクトグラム、降りているシルエットを追加した「おりば」ピクトグラムに細分化した

3. 交通事業者のサイン等を担当する部署の職員

- 視認性の向上のため、デザインの統一

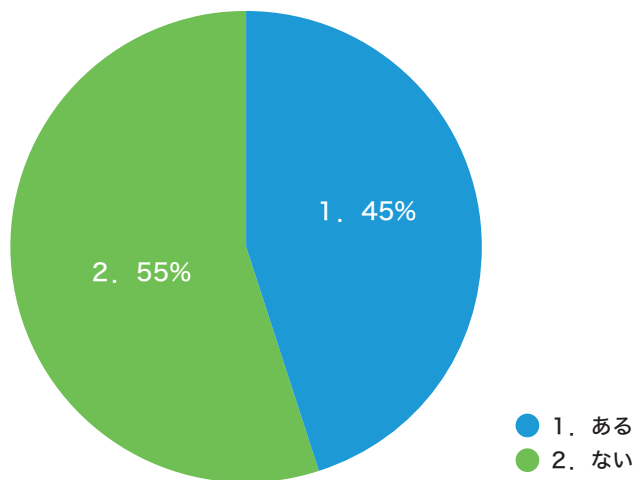
4. サインに関する研究者、教員等の専門家

- 図記号は覚えていないが、伝えたい情報に適したものがなかったから
- 高齢者施設で食堂を茶碗と箸にした。ナイフ、フォークが馴染まないと思われた

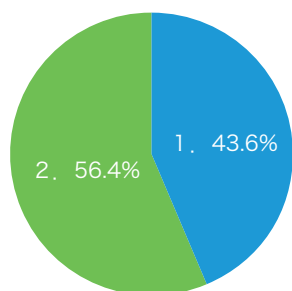
質問 10

標準案内用図記号に登録されていない図記号を新たに作成して使用したことはありますか？

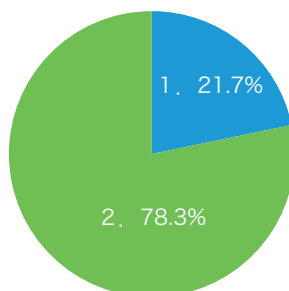
全体



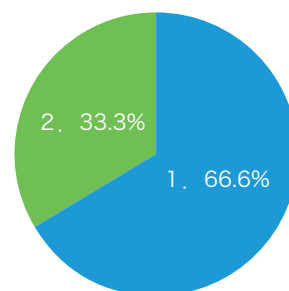
行政



交通事業者



専門家



質問 11

新たにデザインした図記号の種類を教えてください。複数ある場合は5点程度をお答えください。

(同じ名称が複数回答されている場合は1つのみを下記に記載)

1. サインデザイナー

パウダーコーナー
コロナ時の注意喚起図記号
子供用トイレ
矢印
地下鉄のピクトグラム
消火器
消火栓
ベビー室 (授乳目的とは限らない)
とび出し注意
ひたくり注意
防犯カメラ設置
自転車放置禁止
土足禁止
自動販売機
高齢者、ケガ人などの行動弱者
車椅子トイレに付属した杖をついた人や妊婦
トイレの簡易ベット
公共施設
文化施設
教育施設
消防署
ESC かけ上がり禁止
相談室
機能性諸室 (PC 室)
機能性諸室 (コピー室)
体育館
駐車場周り (荷捌き駐車等)
コインランドリー
キャリーケース注意
コロナ時の手洗い
消毒
距離を開ける
手荷物注意
和式便器
洋式便器
ドローン禁止
三脚禁止
駐輪場
物資配給所 (避難所)
ボランティア受付 (避難所)
体調不良者 (避難所)
洗濯場 (避難所)

2. 行政

給湯室
和便器設置トイレ
灯台
授乳室
一部のピクトグラム
駐車区分のピクトグラム
360°パノラマビューの展望デッキのピクト
パッキング台のピクト

カードラウンジ内のピクトサイン
サイクルステーション
リパックテーブルのピクトグラム
休憩
ファミリー化粧室
ベビー休憩室
新幹線（新幹線の乗降場をご案内するためのピクトサイン）
グリーン車（グリーン車の位置を示すためのピクトサイン）
駅の「インターホン」
お子様は保護者と同乗してください
手すりにつかまり黄色い線の内側に
荷物を落とさないように
のりださない
幼児と手をつなぐ
巻き込まれないように
ペットボトル飲料専用自販機
多機能トイレ
おむつ交換台
ベビーチェア
路面電車とバスのピクトグラム
小児用便器
ドローン禁止
押しチャリ
防犯カメラ作動中
海浜公園を表すピクトグラム
城址のピクトグラム
自転車放置禁止のピクトグラム
自転車押し歩き推進のピクトグラム
和洋式トイレ
ベビーベッド
ベビーキープ
パウダールーム
線路内立ち入り禁止

3. 交通事業者

駐車区分
大浴場
カラオケ・キッズルーム・ゲームコーナーなどの施設
パウダーコーナー
改札、乗務員室等
客室（ビューシート）
懸垂式モノレール
乗船券販売場等
身障者以外（高齢者、妊婦など）共通で使用できるトイレ「皆が使用
できるトイレ
足元注意
駐車場事前精算機

4. 専門家

駐輪場のピクトグラム
駅前の一般車乗降場など

質問 12 ㊦サインデザイナーを対象とした調査には質問なし
図記号を新たにデザインした理由を教えてください。

2. 行政

- 必要なものが無かったため
- JIS 規格になかったため
- 男女共用わかりやすくするため哺乳瓶のデザインとした
- 施設のデザインコンセプトに沿うように新たに作成した
- 同じようなデザインで作って使用している
- パッキング台を購入したときにピクトをパッキング台製作会社につくってもらって表示している
- 設計者がデザインしたものを使用した
- サイクルステーションの使い方を説明するため
- 休憩を表す最適なピクトグラムがなかったから
- 駅の「インターホン」のピクトグラムが無かったから
- のりば案内がなかった
- エレベーター及びエスカレーター注意書き用 目的に合うピクトグラムがなかったため
- 缶飲料を販売していないため缶のシルエットを除去
- 近隣テーマパーク、ショッピングモールと統一デザインとし、利用者にわかりやすくするため
- JIS 登録前の施工だったため
- トイレ内案内図に使用するには現行の JIS ピクトグラムは絵が細かく読めなくなってしまいそうのため
- 地域の利用者にわかりやすいものとするため
- 小児用便器を示すピクトグラムがなかったため作成した
- デザイン性
- 観光各所やランドマークとなる著名な地点・施設について伝達するため
- 適当なピクトグラムが無かったため
- 自転車の放置を禁止することを意味するピクトグラムが無かったため、「駐車場」のピクトグラムの車のイラストを「自転車」のピクトグラムに変更しそこに「一般禁止」のピクトグラムの赤の丸枠を四角形に変更したものを重ね、自転車を放置（駐輪）してはいけない旨を伝えるピクトグラムを作成した
- 「一般禁止」のピクトグラムの形状を四角形に変更したのは、このピクトグラムを使用した標準形のサインを歩道に設置する際、交通管理者から道路交通法第 7 6 条に定められた「何人も信号機もしくは道路標識など又はこれらに類似する工作物もしくは物件をみだりに設置してはならない」に抵触する恐れがあると指摘されたためである
- 「自転車を押して歩くよう努める」ことを伝えるピクトグラムが無かったため、人が自転車を押して歩くピクトグラムを作成した

3. 交通事業者

- 該当するピクトグラムがなかったから
- バスに乗るという動作を表すものが存在しなかったから
- 懸垂式モノレールのピクトグラムが無かったから
- 座席と通路に段差があり注意をうながすため
- 乗用車とトラックの階層を区別するため
- 鉄道に特化したピクトグラムがなかったから
- 当社の運用上各設備を明確にするため

- 内湯と外湯の区別がなかったから

4. 専門家

- 自転車とバイクを区別しなかった
- 標準案内用図記号に含まれないものを使用する必要があったため
急速充電、一般充電の差別化ができるバリエーションを作成し、道の
駅の表示などで、一般ピクトと併記しても違和感ないものを作成

質問 13

今後、標準案内用図記号に新たに必要な図記号はありますか？ある場合はその内容を教えてください。複数ある場合は5点程度をお答えください。

(同じ名称が複数回答されている場合は1つのみを下記に記載)

1. サインデザイナー

待合室

パウダーコーナー

DX での情報案内があるなどの設備表示

男性用パウダールーム

女性用パウダールーム

ジェンダレストイレ

キックボードに関する図記号

ジェンダーに配慮したピクトグラム

駐車区分のピクトグラム

男女共用トイレをはじめとする、新しい施設の考えに対応するピクトグラム

定期券売り場

右側（左側）通行

ESC 手荷物注意（昇り・降り）

キャッシュレス表示

インバウンドに対するマナー注意喚起（文化、宗教）

消毒、手洗い等の衛生管理関連の図記号

電動キックボード関連の図記号

ドローン飛行可能・禁止

上階・下階への誘導矢印

燃えるゴミ

燃えないゴミ

ビン・カン

ペットボトル

土足禁止

●弊社に限っては特にない…施設の運用ががどんどん変化していて、パブリックプロジェクトを行うたびに、新しいピクトの必要が生じるそれをルールで縛る方が難しいと思う（故に、行政のガイドラインも古いなあと感じる -- その都度、協議を行う）交通事業者にとっては、必要なピクトは準備された方が、全国共通使用が可能になるので、意味はあると思います

●施設ごとにあれば良いと思うものはありますが・・・

●男女共用トイレをはじめとする、新しい施設の考えに対応するピクトグラム

2. 行政

右側固定手すり左側可動手すり&左側固定手すり右側可動手すり

背もたれ

子ども用の便器（大便器、小便器）

車椅子使用者用駐車区画がある駐車場

車椅子使用者用駐車区画

優先駐車区画

性別に関わらず（男女以外の性を自認する人も）利用できることが分かるマーク（更衣室、シャワー室、トイレなど）

自動二輪車（バイク置き場）を表示するためのピクトグラム

バリアフリートイレのピクトグラム

ベビーケアルームのピクトグラム（専用ピクトグラムがないため、複数のピクトグラムを組み合わせたものを使用している）

必要な方のエレベーター優先利用ピクトグラム
パッキングエリア（パッキング台）
キッズコーナー
ビジネスコーナー
案内所が無人であることを表示するためのピクトグラム
公園の遊具（インクルーシブ遊具）のピクトグラム
男性入室禁止の授乳室の表現をするもの
動くピクトグラム（人がいるいないに応じて変化する等）
公園のピクトグラム
スケートボード禁止
ドローン禁止
フォトスポット
自転車放置禁止
自転車押し歩き推進のピクトグラム
増設する予定のある男女共用トイレなど

3. 交通事業者

男女共用トイレ表示
表示マークを大きく、わかりやすく、高齢者対応

4. 専門家

- 必要に応じて追加する方法が良いと思うが、どこかで新設されたピクトを認定し、公開するなど、スムーズな運用の仕組みを作って欲しい
- 「一人操作性を示す消火栓」の表示ピクトグラム日本消防放水器具工業会のものを使っているが、消火栓に貼ってあるのでやっと意味がわかるものである。業界で作られているピクトグラムの中で、施設への表示に不可欠なものを連携してより伝わりやすくできないか

質問 14

標準案内用図記号を使う時に、何か問題を感じたことはありますか。問題を感じたことがある場合には、その内容をお答えください。

1. サインデザイナー

- ジェンダーフリーのトイレ表示に使用したいが男女のピクトを並べるだけで良いか疑問にのこります
- 指示の列並びの図記号がテキストがないとがわかりにくいです
- 授乳のみの部屋はベビーベッドが不要だったり、授乳ができないベビールームもあり使用に迷った
- クライアントから「指示」の列並びがわかりにくいと言われたことがある
- 発注者によって異なる表現スタイルのピクトグラムが共存すること
- 発注事業者によるピクトグラムの表現の違いの調整
- 事業者（発注者）によるピクトグラムへの理解不足
- トイレ関係のピクトが細分化されている直近のパブリックプロジェクトでは、多機能トイレが施設内に6つあり、トイレごとに設置機器が異なり、それぞれ2~6つのピクトを設置した
- 著作権の問題 加工して使用する場合など
- 他の図記号と併用を求められるときの並べ方な
- 公共施設では JIS 規格を指定されるので、その規格の有無を明確にしてほしい（JIS 規格側の問題かとも思いますが）
- カラー展開があるものを1色にして使用したい場合、調整が必要になること
- ベビーカー禁止の女性→男女は変更となりましたが、女性ピクトがスカートなものも時勢的に議論するべきかとも思います
- 指示の列並びがわかりにくい
- なぜ、男女の人型がトイレなのかいつも疑問に思う
- 禁止の丸が使いにくい
- 受話器、携帯電話等が形が古い

2. 行政

- 視認しにくいピクトがある
- トイレマークが男女のピクトグラムであること（それ以外の性の方への配慮）
- レンタカーのピクトグラムは Rent と記載する方が分かりやすいと思います
- 更衣室のピクトグラムに馴染みがなく、トイレと間違える可能性があるとの理由で採用を却下された経験がある
- 表示色の選定に苦慮することがあるその他、LGBTQ 等の時流に対応できない時がある
- 矢印の使い方
- ベビーチェアのピクトグラムが、トイレ便室内である前提で描かれている（保護者が便器に座っている）が、ベビーチェアは手洗いエリアにもあるため、「トイレ」という文脈ではない「ベビーチェア」単体のピクトグラムが欲しい
- ピクトグラムと JIS 案内用図記号において、乳幼児用施設とベビーカー用ルームのピクトが異なる
- 「ホテル」日本語話者、外国語話者ともに理解しにくいにくいようですクリニックと誤認、ラグジュアリーホテルに似合わない、など使用が難しいです
- 「乳幼児用設備」のピクトグラムの表現範囲が広すぎて、おむつ替え

を想定していない授乳室へ、おむつ替えのみのお客様が誘導されてしまう問題があるように感じる

- 優先席のピクトグラムが図だけだとわかりにくい
- 交通施設「自転車」のピクトグラムについて「駐輪場」や「自転車通行帯」等、多様な意味での使用が確認されており、ピクトグラムだけでは何を指しているのかわかりにくい
- ジェンダーに対する社会的意識が高まる中で、これに対応したピクトグラムを検討する視点が必要と考える
- エレベーターは有線利用を呼びかける一方でエレベーターピクトは健常者が並んで立っているように見える
- 内照式の案内サインを使用しているためピクトグラムの変更が頻繁にあると改修することが難しいさまざまな図記号がある中でどの図記号を使えばいいのか判断に困ることがある

3. 交通事業者

- 外国人には伝わっていない場合がある

4. 専門家

- トイレ 性別の色分け
- 男女共用トイレのピクトグラムは、トイレのピクトグラムに似ているので初見では意味がわかりにくいと思いますトイレまわりのサインには多機能トイレなど複数のピクトグラムが表示されますよりわかりやすいピクトグラムを新たに作るというより、複数表示の最のピクトグラムの使い方（レイアウト例など）も例示してはどうでしょうか？
- ・自動販売機のピクトグラムの意味がわかりにくい
- ・標準案内用図記号の広報・普及はさらに必要と思います（男女共用トイレピクトグラムなど新しい動向は特に）

質問 15 ㊸行政、交通事業者、専門家を対象とした調査には質問なし

本調査に続き、行政と交通事業者での標準案内用図記号の使用状況調査を進める予定です。これまでに標準案内用図記号を使用した公共団体や交通事業者で調査にご協力いただけそうな発注者のご連絡先を教えてください。

(個別名称のため回答の記載は割愛)

6 調査結果の要旨

調査対象は、サインデザイナー、行政、交通事業者、専門家を対象に調査を行った。

回答者数（／発送数）及び属性区分は、以下のとおりである。

サインデザイナー：51名（／発送数 230）

行政：71名：発送数に対し複数部署の回答あり（／発送数 67）

交通事業者：49名（／発送数 330）

専門家：6名（／発送数 86）

合計：177名（／発送総数 713）

回答者全体の回答内容を確認した結果、以下のことが確認できた。

なお、交通事業者数は、Web による発送者のうち、交通事業者を対象として発信した者、および回答者のうち自由記述欄に交通事業者を示す回答があった者の数を算出した。

質問1) 図記号(ピクトグラム)を使用する際、何を参考にされていますか？

標準案内用図記号か JISZ8210（案内用図記号）のいずれかを参考にしている場合が 65%と大半である。サインマニュアルやガイドライン等を参照している場合が 8%あるが、これはオリジナルに作成したという項目が別にあるので、標準案内用図記号か JISZ8210（案内用図記号）に準拠していると考えられる。ただし、条例になっているか、マニュアルやガイドラインか、あるいは、どこが制定したものなのか、などの追確認はしなかった。オリジナルで作成したとする場合が 12%ある。また、ISO に準拠している例が 3%認められた。

質問2) ピクトグラムを使用する際、標準案内用図記号と JISZ8210（案内用図記号）の区別をしていますか？

区別していない、わからない、を合わせて 89%と大半であり、違いを理解して使い分けしているのは 11%である。

質問3) 標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか。事業名称を教えてください。

多数の回答があり、公共・公益施設、交通施設で使用していると回答した例が大半である。ただし、公共・公益施設は、担当者が担当した施設全般を指す場合があり、実際の件数を表すものではない。

公共・公益施設や交通施設では、広く標準案内用図記号および JISZ8210（案内用図記号）が使用されていると解釈することができる。

質問4) サインデザイナーのみの回答

標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか。発注者を教えてください。

質問5) 標準案内用図記号を使用した理由をお答えください。

行政、交通事業者、専門家を対象とした調査では、前例に従った場合が 34%あり、条例に従ったが 29%であった。担当者から紹介されたから 5%、と 68%が何らかの規定に従っている。サインデザイナーの場合には、自分から標準案内用図記号を提案した場合が 33%あり、条例に従ったが 19%であった。発注者から標準案内用図記号の使用の指示があったが 22%と、74%が何らかの規定や指示に従っている。特に交通事業者では、標準案内用図記号に準拠している例が多い。ただし、その他の詳細が把握できていない。

質問6) (サインデザイナーが回答)

発注者から標準案内用図記号使用を指示された理由がお分かりになればお答えください。

調査結果のとおり回答があった。

質問7) 標準案内用図記号の図記号のデザインを一部変更して使用したことがありますか?

デザインを変更して使ったことがあると回答したのは59%あり、多くが一部を変更して使用した経験があるが、属性によってややばらつきがあった。交通事業者では多くがそのまま使用している。

質問8) 変更した図記号と変更した理由を教えてください。

調査結果のとおり具体的な回答があった。

質問9) 図記号のデザインを一部変更して使用した理由を教えてください。

図記号を変更した理由については、調査結果のとおり具体的な回答があった。

質問10) 標準案内用図記号に登録されていない図記号を新たに作成して使用したことはありますか?

全体として45%が作成したことがあると回答しており、必要に応じて別の図記号を作成したとみられる。

質問11) 新たにデザインした図記号の種類を教えてください。

具体的な対象名の回答が多数あった。回答には重複が見受けられたが、この質問は今後の検討を要する対象を抽出するためのものであり、同一表現の重複は除いた。

質問12) (行政、交通事業者、専門家が回答)

図記号を新たにデザインした理由を教えてください。

調査結果のとおり回答があった。具体的な理由が明らかになった。

質問13) 今後、標準案内用図記号に新たに追加してほしい図記号はありますか?ある場合はその内容を教えてください。

多数の具体的な回答があった。なお、新設された図記号を認定・公開するスムーズな運用システムを作してほしいとする意見があった。

質問14) 標準案内用図記号を使う時に、何か問題を感じたことはありますか。問題を感じたことがある場合には、その内容をお答えください。

調査結果のとおり回答があった。

7 調査結果の解釈

調査結果について、以下のとおり解釈する。

質問1) 図記号(ピクトグラム)を使用する際、何を参考にされていますか?

標準案内用図記号および JIS Z8210 (案内用図記号) が十分に浸透していることが確認できた。

オリジナルで作成したとする場合が 12%あり、表現の自由を認めつつ、注意・警告・禁止など、生命に関わる図記号など、共通化する必要のある範囲を明確にする必要がある。

標準案内用図記号はホームページで公開されているが、JIS Z8210 (案内用図記号) は有料化されていて、使用方法がわかりにくいという問題がある。また、JIS 化にあたって著作権と著作物利用権の理解が曖昧であったという指摘がある。

交通事業者は、図記号の使用が JIS より標準案内用図記号が先行し、行政の方は改訂にあたって JIS の方に移行していることが回答に反映していると考えられる。

質問2) ピクトグラムを使用する際、標準案内用図記号と JISZ8210 (案内用図記号) の区別をしていますか?

標準案内用図記号と JIS Z8210 (案内用図記号) とは、一般に区別されていない。役割分担を明確にする必要があるのではないかと。

「わからない」と回答した割合が 46%あったが、交通事業者はバリアフリー法に準拠しているものであり、制定が先行した標準案内用図記号を導入している事例が多いため、この区別について明確に意識していないことから「わからない」と回答していることが考えられる。

また、駐車区分の変更など、新たに追加される図記号が意味、解釈、表現面でのチェックなしに社会現象化している事例があり、適正な検討、承認、ルール化のシステムを明確にする必要がある。

質問3) ピクトグラム(標準案内用図記号)を使用したのはどんなサインでしょうか。事業名称を教えてください。

公共・公益施設や交通施設では、広く標準案内用図記号および JISZ8210 (案内用図記号) が使用されている。これは、図記号制定後の重要な成果であり、安全に安心して都市生活を営むにあたっての基盤を形成していると言える。

ただし、施設設備の追加や社会状況の変化によって図記号の表現が適切ではなくなっている場合や、障害者(視覚障害者、知的障害者、精神障害者)や高齢者、認知症の人、LGBTQ への対応など、今後の検討が必要である。

質問4) (サインデザイナーのみの回答)

標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか。発注者を教えてください。

今回の回答では、主に行政、交通事業者、医療機関、民間等の回答があった。

質問5) 標準案内用図記号を使用した理由をお答えください。

標準案内用図記号を使用するにあたって、前例に従った場合と条例やマニュアルに従った場合を合わせて 7 割程度であり、標準案内用図記号が広く浸透していることが確認できた。

ただし、この中には、社会情勢などを検討しないままに機械的に導入している場合もあると考えられ、社会状況の変化を適切に判断するなど、しかるべき機関で継続的に検討をする仕組みが必要である。

また、「その他」と回答した割合が 32%と多かったが、質問5)は、標準案内用図記号の使用理由についての質問であり、JISZ8210 (案内用図記号) を使用している場合に回答欄がないため「その他」としたことが考えられるが、その特定はできない。

7 調査結果の解釈

調査結果について、以下のとおり解釈する。

質問1) 図記号（ピクトグラム）を使用する際、何を参考にされていますか？

標準案内用図記号および JIS Z8210（案内用図記号）が十分に浸透していることが確認できた。

オリジナルで作成したとする場合が 12%あり、表現の自由を認めつつ、注意・警告・禁止など、生命に関わる図記号など、共通化する必要のある範囲を明確にする必要がある。

標準案内用図記号はホームページで公開されているが、JIS Z8210（案内用図記号）は有料化されていて、使用方法がわかりにくいという問題がある。また、JIS 化にあたって著作権と著作物利用権の理解が曖昧であったという指摘がある。

交通事業者は、図記号の使用が JIS より標準案内用図記号が先行し、行政の方は改訂にあたって JIS の方に移行していることが回答に反映していると考えられる。

質問2) ピクトグラムを使用する際、標準案内用図記号と JISZ8210（案内用図記号）の区別をしていますか？

標準案内用図記号と JIS Z8210（案内用図記号）とは、一般に区別されていない。役割分担を明確にする必要があるのではないかと。

「わからない」と回答した割合が 46%あったが、交通事業者はバリアフリー法に準拠しているものであり、制定が先行した標準案内用図記号を導入している事例が多いため、この区別について明確に意識していないことから「わからない」と回答していることが考えられる。

また、駐車区分の変更など、新たに追加される図記号が意味、解釈、表現面でのチェックなしに社会現象化している事例があり、適正な検討、承認、ルール化のシステムを明確にする必要がある。

質問3) ピクトグラム（標準案内用図記号）を使用したのはどんなサインでしょうか。事業名称を教えてください。

公共・公益施設や交通施設では、広く標準案内用図記号および JISZ8210（案内用図記号）が使用されている。これは、図記号制定後の重要な成果であり、安全に安心して都市生活を営むにあたっての基盤を形成していると言える。

ただし、施設設備の追加や社会状況の変化によって図記号の表現が適切ではなくなっている場合や、障害者（視覚障害者、知的障害者、精神障害者）や高齢者、認知症の人、LGBTQ への対応など、今後の検討が必要である。

質問4) (サインデザイナーのみの回答)

標準案内用図記号を使用したのはどんなサインでしょうか。発注者を教えてください。

今回の回答では、主に行政、交通事業者、医療機関、民間等の回答があった。

質問5) 標準案内用図記号を使用した理由をお答えください。

標準案内用図記号を使用するにあたって、前例に従った場合と条例やマニュアルに従った場合を合わせて 7 割程度であり、標準案内用図記号が広く浸透していることが確認できた。

ただし、この中には、社会情勢などを検討しないままに機械的に導入している場合もあると考えられ、社会状況の変化を適切に判断するなど、しかるべき機関で継続的に検討をする仕組みが必要である。

また、「その他」と回答した割合が 32%と多かったが、質問5) は、標準案内用図記号の使用理由についての質問であり、JISZ8210（案内用図記号）を使用している場合に回答欄がないため「その他」としたことが考えられるが、その特定はできない。

質問6) (サインデザイナーのみの回答)

発注者から標準案内用図記号使用を指示された理由がお分かりになればお答えください。

調査結果のとおりであるが、特にバリアフリートイレの表現の取り扱いについての指摘があることがわかった。バリアフリートイレの装備内容と図記号の表現との整合性を考慮する必要があるものと推測される。

質問7) 標準案内用図記号の図記号のデザインを一部変更して使用したことがありますか？

デザインを変更したことがあると回答したのは 59%であった。質問と回答との間にやや食い違いがあり、「一部変更した」と「新たに作成した」が区別されていない可能性がある。あるいは、回答者の属性との関係があるとも考えられ、サインデザインに直接関係した担当者に絞ると変化する可能性がある。一般にはデザインを一部変更して使用している例をしばしば見かけるし、6割程度が変更していると回答している。今後詳細に検討し対応する必要がある。

質問8) 変更した図記号を教えてください。

サインデザイナーは、トイレのバリエーションやベビーカーの使用禁止を使用可にするなど具体的な例をあげ、図記号の一部変更を行っている。行政も自転車の区分や施設等の例をあげている。交通事業者は例示がないが、現状でほぼ充足しているか、具体的に把握していないと考えられる。

質問9) 図記号のデザインを一部変更して使用した理由を教えてください。

具体的な回答があった。変更した理由は、(a) 意味・解釈のずれへの対応、(b) 新たな施設への応用、(c) デザイン（表現）上の調整、の3種類に分けられる。このうち、図記号の意味が伝わりにくい、矢印の理解の問題や、エスカレーターの方角の問題、認知症への対応などの問題が浮上した。そのほか、緊急列車停止について SOS を STOP にするなどの機能に対応する表現や、レンタカーの「R」では伝わらないので「Rent」にした、などの図記号の意味を考えて変更した事例があった。また、「のりば」と「おりば」の違いなど、対象の利用方法に対応した例があげられていた。これらの具体的な指摘については、今後内容を精査する必要がある。施設のデザイン方針やイメージによって変更したとする理由もあった。デザインの一部変更については、対象の多様性に対応する場合と、意味やモチーフの違いなどに関係する問題を分けて、変更する場合の適切さと程度について検討し、指摘しておく必要がある。また、変更した場合の確認・登録・認証をするシステムも必要である。

質問 10) 標準案内用図記号に登録されていない図記号を新たに作成して使用したことはありますか？

図記号を新たに作成したと回答した割合は、45%である。制定後およそ 25 年になるので、社会状況の変化に応じて、図記号の再検討や改訂をする時期にさしかかっていると考えられる。

質問 11) 新たにデザインした図記号の種類を教えてください。

新たに作成した図記号は、施設設備の追加に関するもの、行為や注意事項に関するもの、デザインに関するもの、解釈できないもの、または対応が困難であると思われるものがあった。

時代の変化に対応すべきものの例としては、電話のスマートフォン対応、駐車場区分、充電器対応、和便器設置（以前は和便器があることが普通であったが現在では設置されていない場合もある）などがある。駐車場事前精算機、パウダーコーナー、ベビー用施設設備等も普及が進んできた。エスカレーターの注意禁止事項や、エレベーターの優先表示などの表示も多様であり、今後の検討が必要である。

固有の施設や、細分化された機能を表す図記号、ゲームコーナーなど

8 今後の課題

今回の調査により、以下の点が明確になった。また、調査結果を検討した委員会のディスカッションより、今後の課題として以下の9項目を今後の課題として指摘するものとした。

1. 標準案内用図記号、JIS 案内用図記号の区別はされていない。公共サインでは JISZ 8210 を基本とし、該当がない場合に標準案内用図記号を用いる、という運用が一般的である。今回の調査では、行政及び交通事業者共に区別されていない。実質的に普及しているとも言えるが、並列的關係ではなく、目的と用法を整理する必要がある。

2. 標準案内用図記号および JIS 案内用図記号と、AIGA、ISO の区別はされ、日本国内ではほぼ標準案内用図記号または JIS 案内用図記号が用いられている。少数ではあるが、AIGA と ISO の図記号が混在している利用実態がある。

3. JIS 案内用図記号のデータの入手は有料化されており、かつ、使用方法がわかりにくいという問題がある。また、JIS に新たに登録するにあたって、図記号の意味が吟味されていない点と、図記号の表現の質が一定ではないことが問題である。また、著作権と著作物利用権の理解が曖昧であった。国としての制度化をするにあたっての課題である。

4. 標準案内用図記号、JIS 案内用図記号の制定後の社会状況の変化に対応したリデザインが必要である。電気自動車用充電設備、スマートフォン対応、駐車区分の見直し、ベビー関連施設・設備など、新たな施設・設備の普及に合わせた図記号の追加やリデザインが必要であることが指摘された。今回の調査の中の自由記述で抽出された追加した図記号及び必要とされた図記号については、緊急に対応すべきものや個別に対応してもかまわないと思われるものもあり、資料として活用し、今後内容を精査する必要がある。

5. 標準案内用図記号、JIS 案内用図記号で制定されていないが、必要であると思われる図記号があることが指摘されており、見直し及び追加が必要である。今回の回答では、図記号の新規の作成事例が多く認められ、現場のニーズが既存のシステムでは対応しきれていないことが明らかになった。現場のニーズを把握するための図記号の追加候補の収集と、確認し認承する仕組みが必要である。

6. 安易なデザインで図記号が流布していく実態があり、これは図記号の意義を損ねるものであり、安定したデザインの質を維持するためのシステムの検討が必要である。

7. 受け手の問題の一つとして、認知症等、数量的に解釈することが相応しくない利用者への配慮が必要である。図記号の理解度に関する数量的な把握だけでは、利用者の多様性に対応しているとは言えない。今後の図記号のリデザインにあたっては、視覚障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、認知症の人などの行動や認知特性の観察、実証実験等もふまえた判断が必要である。また、補助的な図記号の取り扱いや、言語による補足の方法についても検討する必要がある。

8. 外国人の日本における図記号の理解について、単に意味を理解できるかどうかだけではなく、文化的、風習の違いについても把握する必要がある。例えば、登山禁止を守らないとか、車内やレストランにおいて携帯電話で大声で通話をするなど、言語や表現の問題だけでは解決できない課題もある。すでに進められている調査研究もあると思われるが、適切に公開し、より深く対応方法を検討する必要がある。多言語併記については、地域の特性も考慮し、一定の目安を示す必要がある。

9. 道路標識や災害種別避難誘導など、従来の図記号では対応してこなかったが、意味上、解釈上、表現上の課題が指摘されており、生命に直結する図記号であるので担当省庁を越えた横断的な組織で検討することが急務である。

標準案内用図記号及び JIS 案内用図記号が制定後順調に普及してきたことが確認できました。その一方で、マニュアルや慣習に従うなど無意識に使われている実態や、追加されている図記号については受注者から提案されたものをそのまま利用していると考えられる実態も明らかになりました。

図記号が現代の社会情勢に合致しなくなっている実態が明らかになり、図記号を更新する時期にさしかかって来ています。持続可能な図記号のあり方を検討しなければなりません。利用者との関係もさらに精査する必要があります。また、事業のコンセプトや建築デザインの独自性を尊重してオリジナルの図記号を使っている例も散見されています。施設の特性に応じた表現の許容範囲と意味の解釈について一定の見解を示す必要があります。

このほか、安全・禁止、道路標識、災害時の避難誘導などの確実な安全の確保と行為を促す図記号のあり方と表現方法を全般的に見直し検討する必要があります。検討する委員会についても、幅広い専門的知見が反映されるように編成し、横断的な議論が必要です。

本調査研究が、今後の標準案内用図記号の一層の成熟の一助になることを祈念いたします。